



一般社団法人日本スパ協会 認定校申請規定

第1条 一般社団法人日本スパ協会認定校基準について

1-1 開校及び設立経過期間制限

一般社団法人日本スパ協会（以下、日本スパ協会）の認定校は、申請該当校の開校 若しくは、該当校を運営する法人設立から原則として一年が経過といていることが申請の条件となります。

1-2 日本スパ協会会員資格保持

認定校の申請を行うには、日本スパ協会の会員（申請時は、会員カテゴリーは問いません）であることが条件です。ただし、認定校の申請時に入会することで申請を行うこともできます。この際に入会いただく会員カテゴリーは『スクール会員』若しくは『法人会員』に限定させていただきます。

1-3 履修時間に関して

認定を受けるためには、理論と実技教育を最低300時間以上の履修または、6ヶ月以上のスクーリングコースが設置されていることが必要となります。更に、認定後に生徒に対して日本スパ協会の各認定書発行を希望する場合には、インターンとして実店舗での研修カリキュラムが組まれていることが求められます。（履修カリキュラムは別途詳細有り）

1-4 認定講師の配置

日本スパ協会認定校には、最低一名以上の日本スパ協会認定講師を配置していただきます。認定講師に付きましては、認定校申請時に該当校在勤の講師に対する認定を平行して行うことも可能です。認定を受けようとする講師は、実店舗でセラピストとして三年以上（通算も可）経験し、スパ関連スクールにて一年以上講師として勤務した実績をお持ちの方となります。詳細に付きましては、別途『日本スパ協会認定講師規定』をご参照下さい。

1-5 必要講師数について

日本スパ協会では充実した教育が行われるように、講師の最低必要人数を設けております。講師は指導教科は問わず、原則生徒10名に対して1名以上の教師の配置が必要となります。

1-6 学校施設・設備について

学校内に、履修専用のルームが最低二つ以上あることが前提となります。店舗内等の場合において、営業用スペースと教室を併用している場合、基準における教室とは見なしません。その他に付きましては、次の通りとなります。

- ・トリートメント用のベッドが最低3台設置されている。
- ・実習室は常に清潔な状態が保たれており、明るく、換気が良く、適温に設定が可能ある。
- ・実習後に利用が可能なシャワー等の設備と更衣室が完備されている。
- ・実習室には水栓とシンクが設置されていること。



- ・実習室及び化粧室には消毒液が常備されていること。
- ・実習で使用する各種製品を保管出来る設備が整っていること。温度管理が可能な設備が必要となります。
- ・学校内の全てのエリアにおいて、常に衛生状態が保たれていること。

1-6 使用教科書について

学内で使用する教科書については、特に指定しておりませんが、日本SPA協会の各認定に関係するコースで使用する教科書については、各1冊を協会へ提出していただきます。提出された教科書については、協会で内容を確認させていただき、認定に必要な要素が含まれているか審議を行います。内容に不備がある場合は、改善要求をさせていただきます。

1-7 必修カリキュラムについて

日本SPA協会認定校では、次の内容がカリキュラムとして組み込まれていることが必要となります。

- ・解剖生理学や皮膚学など人体に関する講義。
- ・緊急時に対応するための救急法などの講義または実習。
- ・アロマオイル、化粧品などの、トリートメント材料に関する講義と実技。
- ・スウェディッシュマッサージなど、1つ以上のボディーマッサージ関係の実技。
- ・各種スクラブやラップなど、1つ以上のボディートリートメント(マッサージ以外)の実技。
- ・フェイシャルトリートメントに関する講義と実技。
- ・ホスピタリティーに関する講義または実習。
- ・ストレスマネジメントに関する講義または実習。

第2条 日本SPA協会認定校の申請について

2-1 必要書類について

日本SPA協会認定校の申請に際しては、次の各書類を提出していただきます。

- ①協会指定の認定申請書
- ②学校案内と募集要項
- ③実施コース全てのカリキュラム一覧表
- ④学校の平面図と学校内の施設等を写した写真
- ⑤学校の所在地が記された周辺地図
- ⑥日本SPA協会認定講師の認定書写し(同時申請の場合は申請書写し)
- ⑦発行から3ヶ月以内の経営法人謄本(経歴事項全部証明書)
- ⑧発行から3ヶ月以内の経営法人印鑑証明書
- ⑨他に認定を受けている場合は認定書の写し
- ⑩日本SPA協会会員証の写し(同時申請の場合は申請書写し)

上記書類は原本と写しの2部を提出して下さい。



2-2 申請費用について

日本スパ協会認定申請には、申請調査料として1申請につき27,000円(税込み)が必要となります。

2-3 現地調査の実施について

日本スパ協会に対して認定の申請を行っていただいた後に、日本スパ協会の調査官が該当校の現地調査を実施させていただきます。現地調査は、申請書類に基づき申請内容に相違がないかを現地で調査いたします。調査費用は、原則申請費用に含まれますが、該当が関東地方以外の場合には、別途現地までの交通費(往復)と、宿泊が必要となる場合には別途一泊につき20,000円が必要となります。

第3条 認定及び認定校の特権について

3-1 認定申請後に行われる現地調査の結果を基に、認定の判定を行います。認定の基準に満たない場合には、改善指示書発行させていただきます。協会より認定が承認されますと、仮認定通知が発行されます。仮認定通知の発行日より1ヶ月以内に認定料支払等の所定の手続きを行って下さい。手続きが完了しますと、協会より認定証や認定盾の認定キットが発送されます。認定証の発行を持って、正式に日本スパ協会認定校とさせていただきます。

3-2 日本スパ協会認定校として承認されますと『日本スパ協会セラピスト技能検定スタンダードI』を、該当校の生徒に対して該当校で行うことができます。セラピスト技能検定に付いての詳細は、認定キットに手引きがございますのでご参照下さい。

3-3 認定校は、学校案内や各種広告展開の中で『日本スパ協会認定校』として表記することができます。表記についての詳細も、認定キット内の手引きをご参照下さい。

第4条 認定に関わる費用について

4-1 協会より仮認定通知が届きましたら、認定料を指定口座へお振り込み下さい。認定料に付きましては、1認定につき157,500円(税込み)となります。なお、認定料は認定時のみのお支払いとなります。

4-2 認定後は認定に関しての費用はございません。ただし、日本スパ協会会員としての会費は毎年継続してお支払いいただきます。(スクール会員：50,000円/年、法人会員：200,000円/年)



第5条 認定の取消について

日本スパ協会より認定校として認定された後においても、下記の事項に該当する場合には即時認定を取り消させていただきます。

- ①セラピスト技能検定において不正行為を行った場合。
- ②認定申請内容に虚偽が合った場合。
- ③経営法人が破産若しくは清算等等の手續きに入った時点。
- ④経営法人若しくは該当校が社会的に信用を失墜するような自体となった場合。
- ⑤該当校若しくは経営法人が、日本スパ協会会員を退会した場合。
- ⑥その他、日本スパ協会理事会の判断で認定校として相応しくないと判断された場合。

また、認定後におきましても、協会調査官により巡回調査を実施いたします。調査に基づき、問題が認められた場合には、改善指示書及び警告書を発行させていただきます。これらの指示に従っていただけない場合には、認定停止及び認定取消の措置をとらせていただきます。

《認定校の申請に関するお問い合わせ先》

一般社団法人日本スパ協会事務局

東京都目黒区上目黒3-2-2-3階

電話：03-5724-6649

E-mail:info@j-spa.jp url:http://www.j-spa.jp/